

議案第38号

清水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和5年6月7日提出

清水町長 阿部一男

清水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

清水町国民健康保険税条例（昭和38年清水町条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第15項中「令和3年度分及び令和4年度分」を「令和4年度分」に、「令和4年4月1日から令和5年3月31日」を「令和5年4月1日から令和6年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。